

第3 各発生段階における対策

発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断については、国の方針に沿ったものとするとともに、市内の状況及び必要に応じて周辺地域の状況も勘案して行うこととする。

1 未発生期

<p>発生状況：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 2) 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民への継続的な情報提供を行う。 3) 国、県、国際機関等からの情報収集を行う。

(1) 実施体制

ア 「新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議」の設置

福祉部長を座長とする「市対策庁内連絡会議」を設置し、庁内における連携と情報の共有化を図り、新型インフルエンザ等の発生に備え必要な対策を行う。合わせて「市行動計画」策定を行い、必要に応じて見直していく。

イ 体制の整備及び国・県との連携強化

① 県・他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平

素から情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

- ② 市行動計画の作成に当たり、必要に応じて、県による支援を要請する。

(2) 情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等対策等に関する情報を収集する。

イ 情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、広報紙や市ホームページ等を利用し、市民に継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。
- ③ 国、県の新型インフルエンザに関する情報等を医療機関等に周知するとともに、医療関係機関に対して、迅速な情報提供ができるように緊急連絡の確認をする。

(3) 予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対応について理解促進を図る。

また、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

イ 地域対策・職場対策の周知

新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、消毒薬等の備蓄等の職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(4) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

国や県等と連携して、ワクチンの研究開発や生産備蓄等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給体制

県は、国の要請を受け、愛知県医薬品卸協同組合等と連携し、ワクチンの円滑な流通体制を構築する。本市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

ウ 基準に該当する事業者の登録

本市は、国の要請を受け、基準に該当する事業者の登録事務のうち、国が示す登録要領に従い、周知及び登録申請の受付について協力する。

エ 接種体制の構築

(ア) 特定接種

県、国及び常滑市医師団等の協力を得ながら、特定接種の対象となり得る市職員に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。

また、国が登録事業者に対して行う接種体制の構築要請に協力する。

(イ) 住民接種

県、国及び常滑市医師団等の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。

円滑な接種の実施のために、国及び県から技術的な支援を得ながら、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結する等、市外の市町村における接種を可能にするよう努める。

また、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、常滑市医師団、事業者及び学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

オ 情報提供

県と連携して、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報に関して情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 食料品、生活必需品の備蓄等の呼びかけ

市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策や、食料品、生活必需品の備蓄等の事前の準備を呼びかける。

イ 業務計画等の作成

県からの要請に応じ、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等

の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等の十分な事前準備を行うよう呼びかける。

ウ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県、国及び関係団体等と連携して県内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

エ 火葬能力等の把握

県と連携し、火葬場の火葬能力の把握を行うとともに、一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

オ 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

<p>発生状況：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 2) 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 3) 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 4) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 実施体制

厚生労働大臣が、海外において新型インフルエンザ等が発生した旨を公表し、国が政府対策本部を設置した場合には、必要に応じ、特措法に基づかない任意の市対策本部を設置し、政府対策本部が示す海外発生期の基本的対処方針を確認して、必要な対策を講じる。

必要に応じて市対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。

イ 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

海外において発生した新型インフルエンザ等について、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と国において判断された場合、感染症法等に基づく対策を実施する。

(2) 情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等対策等に関する情報を収集する。

イ 情報提供

県と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等について、広報紙、市ホームページ等、関係機関を活用し、詳細に分かりやすく情報提供し、注意喚起を行う。

また、必要に応じ、記者クラブ等を通じて、海外の発生・対応状況等について情報提供を行う。

ウ 情報共有

国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有を図る。

エ 相談窓口の設置

国からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供に努める。

(3) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策の準備

必要に応じ、市民・事業者等に対し、県が県内発生早期に要請する不要不急の外出の自粛及び学校等の施設の使用制限並びに事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小等について準備を進めるように周知する。

イ 感染症危険情報の発出等

国が海外渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、国、県及び事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。

また、国が事業者に対して行う発生国への出張の回避や海外駐在員や海外出張者の帰国の要請について、国、県及び事業者等と相互に連携して、市民に広く周知する。

ウ 水際対策

国からの要請に応じて、国が実施する水際対策に引き続き協力する。

(4) 予防接種

ア ワクチンの生産等に関する情報の収集

県や国等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ ワクチンの供給

県は、国の要請を受けて、愛知県医薬品卸協同組合等と連携し、ワクチンの円滑な流通体制を構築する。また、国が確保するワクチンの県内の流通調整に協力する。本市は、県や国等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

ウ 接種体制

(ア) 特定接種

県と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。

県、国及び常滑市医師団等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

県、国及び常滑市医師団等と連携して、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種に関する具体的な接種体制の構築準備を行う。

エ 情報提供

県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位及び接種体制等に関する情報の提供に協力する。

(5) 市民生活および市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県からの要請に応じ、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防を実施するための準備について、関係団体等を通じて事業者にも周知する。

イ 遺体の火葬・安置

県からの要請に応じ、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 県内未発生期（国内発生早期以降）

<p>発生状況：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国内で新型インフルエンザ等患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。 2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。 <p>（国内発生早期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。 <p>（国内感染期）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市内発生の早期確認に努める。 2) 市内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国内での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。 2) 市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。 3) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

ア 体制の強化

国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに市対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。また、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、国内発生早期の対策を確認する。

県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者及び市民に広く周知する。

国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合には、その内容を確認するとともに、県と連携して、医療機関、事業者及び市民に広く周知する。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

- ① 国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、緊急事態宣言を行い、国会に報告する。
緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。
- ② 緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。
- ③ 本市は、緊急事態宣言がされた場合、公示された区域に関わらず、直ちに市対策本部を設置する。

（２）情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等対策等に関する情報を収集する。

イ 情報提供

県と連携し、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等について、ホームページ等の複数の媒体や関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

また、必要に応じ、記者クラブ等を通じて、情報提供を行う。

県と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われたり、また、患者となった場合の対応（早期受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把

握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

対策の実施主体となる関係部課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じ、市対策本部又は関係部課等間において調整する。

ウ 情報共有

情報収集に努め、国・県からの Q&A 等（改訂版含む）の得られた情報については、インターネット・FAX 等を活用し、速やかに関係機関等へ送付し情報共有を図る。

エ 相談窓口の設置

市民及び各関係機関からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。国が作成する Q&A の改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(3) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

(ア) 市のまん延防止対策

- ① ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を参考にし、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園・その他保育施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）を適切に行う。
- ② 必要に応じ、市庁舎、施設（図書館・体育館・公民館等）の多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけや手指消毒剤の設置等を行う。

(4) 予防接種

ア ワクチンの供給

県は、国の要請を受けて、愛知県医薬品卸協同組合等と連携し、ワクチンの円滑な流通体制を構築する。また、国が確保するワクチンの県内の流通調整に協力する。本市は、県や国等と連携し、これらの情報を収集した上で常滑市医師団とも連携し予防接種体制の構築に役立てる。

イ 接種体制

(ア) 特定接種

県、国及び常滑市医師団等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員

の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得た上で、特定接種を行う。

(イ) 住民接種

- ① 県と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ② 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ③ 国、県の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県の支援及び常滑市医師団等の協力を得て、住民接種を開始する。
- ④ 接種の実施に当たり、県、国及び常滑市医師団等と連携して、市民が速やかに接種できるよう、接種体制を構築する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県からの要請に応じ、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を開始するよう、関係団体等を通じて事業者に周知する。

イ 市民への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

4 県内発生早期

発生状況：

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- 2) 国内では、国内発生早期又は国内感染期にある。

(国内発生早期)

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

(国内感染期)

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 市内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。県内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、緊急事態宣言が行われ、積極的な感染対策をとる。
- 2) 医療体制や積極的な感染対策について周知するとともに、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 4) 県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、社会機能の維持のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 5) パンデミックワクチンの接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、パンデミックワクチンが利用可能な場合はできるだけ速やかに市民に接種する。

(1) 実施体制

ア 体制の強化

県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに市対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。また、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、県内発生早期の対策を確認する。

県と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者及び市民に広く周知する。また、その基本方針に変更等にも注意し、常に新しい情報を収集、確認して、医療機関、事業者及び市民に広く周知する体制をとる。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

国の緊急事態宣言における措置を実施すべき区域については発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。市町村は緊急事態宣言がなされた場合公示された区域に関わらず、速やかに市町村の対策本部を設置することになっており、本市も区域に関わらず、直ちに市対策本部を設置する。

(2) 情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

イ 情報提供

県と連携して、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の対策等について、ホームページ等、その他利用可能な媒体、関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。

また、必要に応じ、記者クラブ等を通じて、情報提供を行う。

県と連携して、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

対策の実施主体となる関係部課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じ、市対策本部又は関係部課等間において調整する。

ウ 情報共有

得られた情報については、インターネット等を活用し、速やかに関係機関等との共有をするとともに、国が作成する Q&A の改訂があった場合は速やかに各関係機関に送付し、相談に活用できるよう適切な情報提供を図る。

エ 相談窓口の設置

国からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、相談窓口体制を充実・強化する。

(3) 予防・まん延防止

ア 県内でのまん延防止対策

県は、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行う。本市は、県からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

イ 市内でのまん延防止対策

(ア) 市のまん延防止対策

- ① ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を参考にし、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園・その他保育施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）を適切に行う。
- ② 必要に応じ、市庁舎、施設（図書館・体育館・公民館等）等の多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけや手指消毒剤の設置等を行う。

(イ) 県との連携による市民・事業所等への要請

県と連携して、以下の対策を実施する。

- ① 市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ② 事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を、市立以外の学校・保育所等に周知し、それらの施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業を適切に行うよう要請する。
- ④ 市内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

- ⑤ 病院及び高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
- ⑥ 国及び県による海外渡航者等への対応については、検疫措置の縮小等について情報収集に努め、国及び県からの要請に応じ協力する。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 不要不急の外出の自粛要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対する不要不急の外出の自粛要請を行う場合には、本市は、その情報を市民へ周知する。

(イ) 学校等の施設の使用制限に関する要請

県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、本市は、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園その他保育施設等の臨時休業を適切に行い、また、市立以外の保育・介護・福祉等施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る）に対し、要請に関する情報を周知する。

(ウ) 施設における感染対策の徹底に関する要請

県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、本市は、市庁舎、施設（図書館・体育館・公民館等）等の多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置、入場者の整理等を行い、また、市立以外の施設及び事業者に対し感染対策の徹底に関する要請情報を周知する。

感染対策の徹底を実施してもなお公衆衛生上の問題が生じていると判断される市立の施設については、その施設の機能を考慮しつつ、臨時休業、業務の一部停止を適切に行う。

必要に応じて、市主催の催物（行事・会議等）について、その性質・内容を考慮しつつ、中止、延期、実施方法の変更等を行い、また、市立の施設を使用して催物（行事・会議等）を行う者に対し、同様の要請を行う。

(エ) 地域における重点的な感染拡大防止策

人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が世界で初めて確認された場合で、国が地域における重点的な感染拡大防止策を実施することとした場合には、県、国等からの要請に応じ、その取組等に協力する。

(4) 予防接種

ア ワクチンの供給

県は、国が確保するワクチンの県内の流通調整に協力する。本市は、県と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 接種体制

(ア) 特定接種

県、国及び常滑市医師団等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(イ) 住民接種

国は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。

- ① 県と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ② 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ③ 国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県、国及び常滑市医師団等の協力を得て、住民接種を開始する。
- ④ 接種の実施に当たり、県、国及び常滑市医師団等と連携して、保健センター・学校等公的な施設を活用する等、接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保

ア 事業者の対応

県からの要請に応じ、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を開始するよう、関係団体等を通じて事業者にも周知する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

県等は、生産から小売りにいたる食品関連事業者等に対して、製造、出荷量の確保、流通経路の確保など食料等の安定供給に努めるよう要請するため、県からの要請によって、本市は、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないよう事業者に対し要請する。また市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

＜緊急事態宣言がされている場合の措置＞

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 水の安定供給

本市は、継続した水質検査等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

県と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかける。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

県と連携し、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

5 県内感染期

発生状況：

- 1) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。
- 2) 国内では、国内感染期にある。

（国内感染期）

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 国内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 市内の発生状況等から、本市の実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- 8) 状況の進展に応じて、県と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

ア 県内感染期移行の判断

県対策本部は、愛知県新型インフルエンザ等専門家会議の意見等を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態等にあると判断した場合は、国と協議の上、県内感染期に入ったことを宣言するとともに、政府の基本的対処方針を確認し、必要な対策を行う。本市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、市行動計画等により必要な対策を行う。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法第38条の規定に基づく愛知県知事による代行の措置、また、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、特措法第39条に基づく他の市町村長その他の執行機関による応援の措置の活用を行う。

(2) 情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等対策等に関する情報を収集する。

イ 情報提供

県と連携して、市民に対して、県内外の発生状況、現在の対策等について、ホームページ等、その他利用可能な媒体、関係機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

また、必要に応じ、記者クラブ等を通じて、情報提供を行う。

情報提供に当たっては、個人一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また、患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。さらに、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関等が必要としている情報を把握し、必要に応じて地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

対策の実施主体となる関係部課等が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部又は関係部課等間において調整する。

ウ 情報共有

国や県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や流行状況等を的確に把握する。

エ 相談窓口の設置

市民からの相談に備え、相談窓口体制を継続する。

国が作成する Q&A の改訂版があった場合は、速やかに相談に活用する。

(3) 予防・まん延防止

ア 市内でのまん延防止対策

(ア) 市のまん延防止対策

- ① ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を参考に、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園・その他保育施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校等）を適切に行う。
- ② 必要に応じて、市庁舎等多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけや手指消毒剤の設置等を行う。

(イ) 県との連携による市民・事業所等への要請

県と連携して、以下の対策を実施する。

- ① 市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ② 事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ③ ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じ、国が示す学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を、市立以外の学校・保育所等に周知し、それらの施設等において学校保健安全法等に基づく臨時休業を適切に行うよう要請する。
- ④ 市内の公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講ずるよう要請する。
- ⑤ 病院及び高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染予防策を強化するよう要請する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

患者数の増加に伴い、市内における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況にお

いて、県が要請を行う場合には、本市は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 不要不急の外出の自粛要請に係る周知

県が、本市の区域を対象として特措法第 45 条第 1 項に基づき、市民に対する不要不急の外出の自粛要請を行う場合には、本市は、その情報を市民へ周知する。

(イ) 学校等の施設の使用制限に関する要請

県が、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対する施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、本市は、市立の幼稚園・小学校・中学校・保育園その他保育施設等の臨時休業を適切に行い、また、市立以外の保育・介護・福祉等施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る）に対し、要請に関する情報を周知する。県は、要請に応じない学校・保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(ウ) 施設における感染対策の徹底に関する要請

県が、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、本市は、市庁舎、図書館、体育館、公民館等の多数の者が利用する市立の施設において、来所者に対するマスクの着用・咳エチケット等の呼びかけ、手指消毒剤の設置、入場者の整理等を行い、また、市立以外の施設及び事業者に対し、感染対策の徹底の要請に関する情報を周知する。

感染対策の徹底を実施してもなお公衆衛生上の問題が生じていると判断される市立の施設については、その施設の機能を考慮しつつ、臨時休業、業務の一部停止を行う。

必要に応じて、市主催の催物（行事・会議等）について、その性質・内容を考慮しつつ、中止、延期、実施方法の変更等を行い、また、市立の施設を使用して催物（行事・会議等）を行う者に対し、同様の要請を行う。

県は、特措法第 24 条第 9 項の要請に応じない施設に対し、公衆衛生上の問題が生じていると判断される施設に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。さらに、特措法第 45 条第 2 項に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

(4) 予防接種

住民接種について、予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種を進める。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

住民接種については、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を進める。

(5) 市民生活及び市民経済の安定の確保**ア 事業者の対応**

県からの要請に応じ、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策の実施について、関係団体等を通じて事業者にも周知する。

イ 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

県からの要請に応じ、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(ア) 水の安定供給

本市は、継続した水質検査等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(イ) サービス水準に係る市民への呼びかけ

県と連携して、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下することに理解を求める。

(ウ) 生活関連物資等の価格の安定等

県と連携し、以下の対策を実施する。

- ① 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民

への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

- ③ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携し、適切な措置を講ずる。

(エ) 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県の支援を得て、在宅の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を実施する。

(オ) 埋葬・火葬の特例等

県と連携し、以下の対策を実施する。

- ① 常滑市営火葬場に対し、可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。
- ② 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請に応じ、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、国が緊急の必要があると認め、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。
- ④ 県からの要請に応じ、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

6 小康期

<p>発生状況：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 2) 大流行は一旦終息している状況。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療提供体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、国の行う第二波の発生の早期探知に協力する。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

ア 基本的対処方針の変更

県は、国が基本的対処方針を変更した場合には、その対処方針に基づき措置を縮小・中止する。本市は、県と連携してこれらの情報を積極的に収集し、措置を縮小・中止する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

国が緊急事態解除宣言を行った場合には、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。

イ 対策の評価・見直し

- ① 各段階における対策に関する評価、計画の見直しを行う。
- ② 国の行うガイドライン等に見直しに合わせて、マニュアル等の必要な見直しを行う。

ウ 市対策本部の廃止

本市は、緊急事態解除宣言がされたときには、速やかに市対策本部を廃止する。なお特措法に基づかない任意設置した市対策本部については、状況に応じて廃止する。

(2) 情報収集・提供・共有

ア 情報収集

国、県等から新型インフルエンザ等対策等に関する情報を収集する。

イ 情報提供

県と連携して、流行の第一波の終息と第二波の可能性やそれに備える必要性等について、引き続き市ホームページ等を利用して情報提供を行う。

ウ 情報共有

市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県と連携し、国に提供することで、共有化を図る。

エ 相談窓口体制の縮小

発生状況を踏まえて、相談窓口を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

県と連携して、措置を縮小・中止する。

(4) 予防接種

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(5) 市民生活及び市民経済の安定

ア 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

県からの要請に応じ、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。

<緊急事態宣言がされている場合の措置>

(ア) 業務の再開

- ① 国及び県と連携し、市内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
- ② 国及び県と連携し、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、流行の第二波に備え、事業を継続していけるよう、国が行う必要な支援に協力する。

(イ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

国及び県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。